

令和8年度(2026年度)における組織改正について(通知)

1 基本方針

本市の組織体制については、これまで総合計画の基本計画の実現に向けた体制整備に取り組んでまいりました。令和8年度(2026年度)においては、変化する時代に柔軟かつ的確に対応しながら、将来を担う子どもたちをはじめ、すべての世代が愛着と希望を持てる市政運営の実現に向けた取組を推進するため、所要の組織改正を行います。

2 組織改正の内容

令和8年度における市長事務部局における組織改正は、以下のとおりです。

(1) たからづかモデル担当の設置

本市が進める「医療・福祉・介護・保健」の連携について取組を推進するため、健康福祉部に新たに「たからづかモデル」を担当する組織(課及び担当職)を設置します。

同担当の主な所掌は、以下のとおりです。

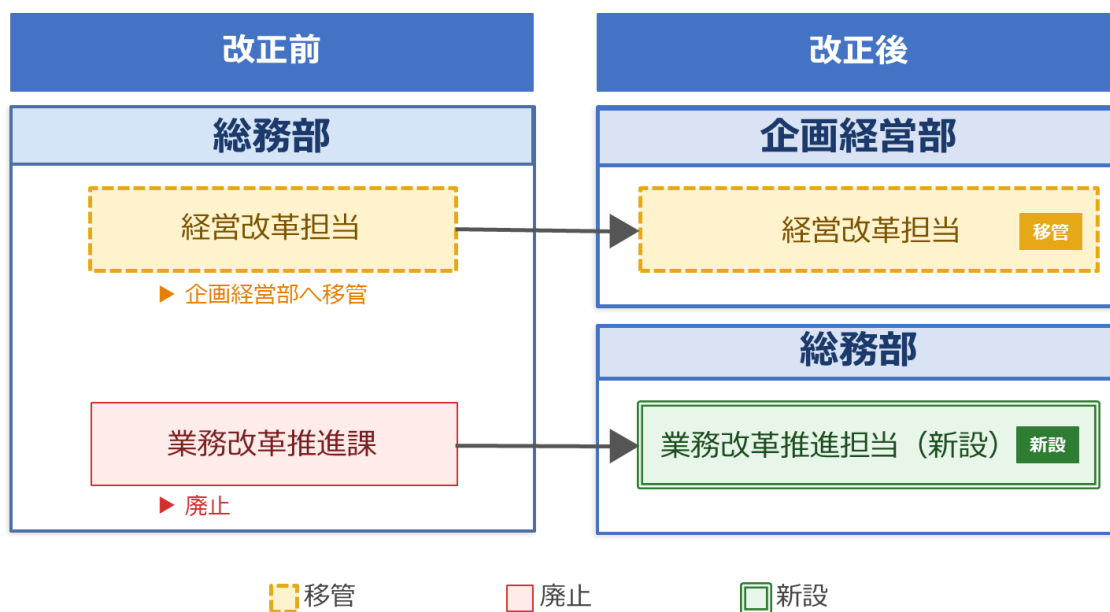
- ア 医療、福祉、介護、保健の連携体制の構築に関すること
- イ 新病院の整備及び経営改革に関すること
- ウ 福祉行政の拠点となる施設の整備に関すること
- エ 健康センターの移転に関すること

また、一体的な取組を進めるため、市民交流部の国民健康保険診療所及び子ども未来部の子ども発達支援センターを、それぞれ健康福祉部へ移管し、同担当の所掌とします。

(2) 総務部経営改革担当及び同部業務改革推進課の機能の再編

総務部に設置していた経営改革担当は、更なる行財政改革を進めるに当たり、単なるコスト削減や事業の廃止ではなく、政策の転換による将来に向けた投資として検討するため、企画経営部で再編します。

併せて、業務改革について、ICTの活用をはじめとした情報化施策とのより一層の連携を図るため、総務部業務改革推進課を廃止し、同課の業務を総務部で再編します。



(3) 公共施設の施設管理に関する機能と人材の集約

令和8年度からの公共施設（建築物）包括管理業務委託の開始に伴って、本市の施設管理に関する機能や人材の集約のため、教育委員会管理部施設課を廃止し、学校施設の管理に関する事務を都市整備部施設マネジメント課に移管します。